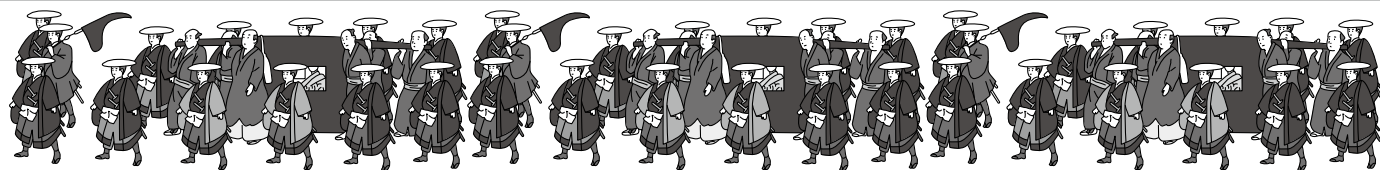


議会だより

やかげ YAKAGE



とびっくす

- 令和4年 3月定例会報告(ウクライナ侵攻非難決議ほか)
- 令和4年 一般会計当初予算・歳入歳出の概要
- 提案・要望、さまざま聞きました！一般質問
- コロナ禍、米価急落！ 農家経営支援要望書提出
- やかげDMO理事との意見交換会【後編】
- 臨時企画 山野町長インタビュー…まちづくり回顧

P P P P P P
14 12 10 6 4 2
S S S S S S
15 13 11 9 5 3



八意思兼命

やごころおもいかねのみこと

荒神舞の岩戸開きにおいては、はかりごとを以ってアマテラスを天岩戸から誘い出し常世の闇を打ち払った神として知られています。記紀にもその名が見え「深謀遠慮」の智の神とされる思兼命にあやかり、町民一丸となつて事を謀りコロナ災禍の常世の闇から明るい陽の当たるふるさと矢掛を取り戻しましょう！



令和4年度
第1回定例会

当初予算可決！

一般会計…財政調整基金の取り崩しなく歳入歳出均衡予算

令和4年3月2日、町長から招集された3月定例会は、会期を同月16日までの15日間と定め開会した。

来年度の各会計年間予算など重要案件を審議することとあわせて現職町長の最後の定例会とあって独特の雰囲気の中での開催となった（P5まで審議内容関連記事）。

学校法人誘致…旧矢商跡地、無償貸付けを可決

今定例会に提出された議案は人事案2件、財産貸付案1件、組合規約変更案1件、条例制定案8件、計画変更案1件、補正予算案3件、各会計当初予算案10件、議会発議案1件の計27件。

開会冒頭の挨拶の中で山野町長は次年度予算案について「骨格予算だが各分野に配慮した予算付け」とし、継続事業も間断なく実施するための予算編成となっていた（P4～5参照）。

懸案であった旧矢掛

商業跡地の活用については「同施設の有効な利活用の目途も立ち議会への説明も終え、今定例会で議案を提出した」と述べた。

そのほか嶋山英二氏の辞任による教育長任命同意案件などの本会議採決、また常任委員会への付託審査も含め最終日の委員長報告ののち、当初予算案など一部議案の賛否討論を経て、全議案を可決し閉会した。

軍事行動の即時中止を 議会発議…ウクライナ侵攻非難決議を可決！

議会は定例会最終日に全議員が提出者となって「ロシア連邦によるウクライナ侵攻を強く非難する決議」を発議しました。

決議の内容は、国際社会の平和秩序の保持と、何よりも武力によつて他国の人民の権利を奪う行為に対し、矢掛町議会として断じて容認できない旨を表したものです。

そしてロシア連邦に対して侵略行為を非難するとともに、罪なきウクライナ人の主権を回復するべくウクライナ領土から即時撤退を強く求めるものです。さらに現地の在留邦人の安全の確保と速やかな出国を心から願うものであり、それらの旨を発信しています。

同決議は全会一致で可決しました。

矢掛町観光ビジョン…議会へ提出される

矢掛町の観光施策の指針とその実現に向けて取り組む施策と方向性をまとめた策定書が議会へ提出されました。

観光産業展開の戦略、特に課題である観光商品開発の方針・方策等が盛り込まれた内容となっていました。

審 議 結 果

* 矢掛町議会ホームページをご覧ください *

<http://www.town.yakage.okayama.jp/gyosei/gikai/gikai.html>

“定例議会の審議結果”をクリック



携帯電話・スマートフォンの方はQRコードを読み取りください。



議会だより
YAKAGE(2)

条例制定あれこれ 議決しました！

今定例会には8件の
条例制定案が提出され
ました。

議会はそれぞれ所管
の委員会へ議案を付託
し審査を行いました。

総務文教常任委員会6件
産業福祉常任委員会2件
各議案は議会最終日
の本会議で採決し全議
案を可決しました。

(主な議案は下の通り)

条例は法令の範囲内
において町の法規と
して定める自主法で
あり、議会の議決に
よって制定されるも
のです。住民の権利・
義務に関する事柄に
ついては原則として
条例で定めなければ
なりません。



ぎかい君

【議案第12号】 矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定

- 災害・警戒・訓練等に従事した場合、出動報酬が支給されることになりました。

災害の場合⇒1日につき8,000円支給。ただし、出動時間が7時間45分未満の場合は1時間につき1,000円支給。災害以外の場合⇒1日につき1,000円支給。

●団員の年額報酬が増額 改定されました。 ※()内は旧年額報酬	団 長	82,500円 (49,000円)	分団本部長	37,000円 (22,000円)
	副 団 長	69,000円 (43,000円)	部 長	37,000円 (22,000円)
	本 部 長	50,000円 (32,000円)	副 部 長	37,000円 (17,000円)
	分 団 長	50,000円 (32,000円)	班 長	37,000円 (17,000円)
	副分団長	45,500円 (26,000円)	団 員	36,500円 (15,000円)

- 団員の定数が現行540名から500名に改められました(40名減員)。

【議案第16号】 矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区内における 建築基準法の制限の緩和に関する条例制定

- 重伝建に選定された保存地区内には、建築基準法に適合しない建屋があるが、保存のための措置を確保するため及び歴史的風致を維持するため、建築基準法の規定による制度が緩和されます。
- まちなかの道路内にはみ出した屋根部分等は建築制限の緩和の対象になります。また建築物の高さ制限の区域にはみ出した屋根部分等も建物制限の緩和の対象になります。

令和3年度：補正予算(第8号)～ 議決しました！

◎中学校・小学校のトイレ洋式化改修を行います！

山田・中川 小学校	…	11,400,000円
矢 掛 中 学 校	…	3,600,000円

◎新型コロナウイルス感染症対策費として計上！

◆衛生資材購入費	…	4,000,000円
◆ワクチン接種	…	6,053,000円

◎各基金に積み増しされました！

◆減 債 基 金	…	68,466,000円
◆図 書 整 備 基 金	…	30,000,000円
◆住宅等整備基金	…	68,233,000円
◆ふるさと応援基金	…	8,855,000円
◆こどもみらい基金	…	70,000,000円
◆森林環境整備基金	…	2,779,000円



ぎかい君

さまざまな事業や
施策の支出確定に
伴う予算の減額
と、今町民に必要
な事業・施策に新
たな予算が充たさ
れ、補正予算総額
は2億6900万
円でした。



議会だより
YAKAGE(3)

矢掛町全会計169億8830万円
対前年度2億3220万円増、あらゆる、ひと・まち・事業へ…予算を可決！

令和4年度の年間予算として議会へ提出された矢掛町全会計の本予算を予算決算常任委員会へ付託しました。

委員会における付託審査では、行政運営の義務経費や町にとっての必須事業の適正性、また町民ニーズを反映した施策内容の予算付けとなっているか否かなど、総体的に事業と予算の整合性等についてさまざまな観点から質疑応答の中でこれらの確認を行いました。

3日間にわたる集中審査を経て本会議へ提出された各会計の予算案は、採決の結果いずれも原案通り可決しました。

【令和4年度の矢掛町全会計一覧】（単位：千円）

* 会計区分 *	* 予算額 *	対前年増減額
一般会計	7,820,000	▲ 40,000
特別会計	国民健康保険	+ 13,000
	介護保険	+ 64,000
	後期高齢者医療	+ 31,000
	地域開発	± 0
	各財産区（13区）	± 0
公営企業会計	病院事業	+ 24,400
	介護老人保健施設	+ 13,800
	水道事業	+ 263,000
	下水道事業	▲ 137,000
* 全会計：歳出合計 *	16,988,300	+ 232,200

※特別会計のうち、介護保険は保険事業勘定とサービス事業勘定の支出合算額です。

※公営企業会計（4会計）は全て収益的支出と資本的支出の合算額です。



ぎかい君

“一般会計”は我が町の予算の中心です！
町民サービスの提供を始め行政運営の基本的な経費を計上する会計です。
町の全会計の中で最も金額が大きく幅広い分野を含んでる会計なのです！

なるほど！
一般会計は町で一番大きな“おさいふ”なんじゃな！



町民A子さん

“特別会計”は特定の収入をもって特定の支出に充てるため一般会計と区分して経理する必要がある場合の会計です！国民健康保険・介護保険の両会計は法律で設置が義務付けられている会計です。



ぎかい君

“公営企業会計”は地方公営企業法の規定により設置したサービス利用者から利用料を得る独立採算による会計です。本町では、矢掛病院、たかつま荘と飲料供給、下水処理の会計です。



議会だより
YAKAGE(4)

一般会計当初予算成立！

行政運営・町民サービスに配慮した編成を評価

(単位：千円)

	目的別区分	予算額	構成比	対前年度比較
歳入・歳出	議会費	88,227	1.1%	+3,763
	総務費	1,024,231	13.1%	+160,282
	民生費	2,297,520	29.4%	+29,077
	衛生費	704,832	9.0%	▲126,034
	農林水産業費	250,012	3.2%	▲97,604
	商工費	221,423	2.8%	+25,008
	土木費	1,122,922	14.4%	▲82,553
	消防費	392,067	5.0%	▲18,701
	教育費	631,603	8.1%	▲13,593
	災害復旧費	3,240	0.0%	+1,600
	公債費	921,847	11.8%	+22,033
	諸支出金	152,076	1.9%	+56,722
	予備費	10,000	0.1%	±0
	合計	7,820,000	100.0%	▲40,000

令和4年度一般会計予算は町長・町議改選を控えた骨格予算であり、対前年度4千万円減となる編成予算でした。民生費は歳出全体の約3割を占め、町民の福祉・介護等に充当。教育・子育て支援や賑わい創出施策など、町の活性化や振興に臨む事業経費が盛り込まれており全体的にバランスのとれた内容でした。

歳入・歳出ともに78億2千万円

議会はあらゆる角度から継続事業の内容とそれに伴う予算の妥当性を慎重に審査し、一般会計予算案を可決しました！



ぎかい君

※構成比は小数点以下2桁を四捨五入のため100にならない場合があります。

(単位：千円)

歳入	* 自主財源《30.3%》*			* 依存財源《69.7%》*			
	町税	繰入金ほか	諸収入ほか	地方交付税	国・県支出金	町債	各交付金ほか
	1,574,000	308,494	490,556	3,385,000	1,122,250	506,500	433,200

***** 令和4年度【主な事業(各会計)】*****

- ◎デジタルデバイド対策委託費(スマホ操作等教室)《総務防災課》
- ◎マイナンバーカード申請支援スマホ講座《町民課》
- ◎毎戸遺跡発掘調査事業《教育課》
- ◎40歳前健診・保健指導事業《国民健康保険特別会計》
- ◎一般介護予防事業評価事業《介護保険特別会計》
- ◎障害者計画等策定調査事業《福祉介護課》
- ◎都市再生整備事業(西町イベント広場)《建設課》

などなど



ぎかい君

本年度は首長・議会の改選があるため、必要必須の継続事業や、前年度から繰り越して行う諸事業を完遂するため新規の取り組み(予算付)は多くありませんでした。全体的に堅調な編成であり住民サービスはしっかり担保されていました。



議会だより
YAKAGE (5)

様々な行政需要への対応を問う！

介護・医療・産業振興…課題克服の機微とは？ 質問者 花川 大志

問 人口減少と高齢化がもたらす様々な行政課題への対応・要諦、又限られた財源の中で人口動態に応じた行政サービスを維持・展開するには今後どのような指針と姿勢が必要となるのか？

答 町長
要介護高齢者の増大については介護保険制度について国の動向を捕らえてほしい。常に制度改正が的確に順応していくことがそれが行政の役割だ。大事なのは健康寿命の維持で介護を受けない様に「健康づくり」に取り組むことだ。現在本町の介護認定者は千人台で数年間推移しておりこれは担当課職員の努力と町民の協力の賜物だ。この状況を維持するため常に検証し課題解消に努めてもらいたい。

地域医療と矢掛病院の維持は重要な問題。国は地方の病院の在り方について方向づけているが町にとって矢掛病院は絶対必要と訴え続けている。本町の医療体制は開業医を含め非常に安定しており、中核を成す矢掛病院を町としてどう支援していくかだ。病院の体制と行政側の体制とがきっちりとスクラムを組んでやっていってほしい。

地域経済の持続的発展を図る必要性については賑わい創出や観光振興への取り組み要因は必ずばり人口減少問題だ。これは行政主体ではなく民間主体を期してスタートした。様々な取り組みの中で町民が町を愛し好きになり矢掛の価値を再認識してきた。その結果、外から「矢掛は素晴らしい町」と評価された。これ

を住民に認識していただいていたことが非常に重要であると思っている。批判の声もあるが、総合力で頑張っていきたい。

まとめ 高齢者介護や医療体制維持の在り方については、制度の中で地域の実情に応じた町民ニーズをなるべく満たす施策や自治体の在り方を実現し、住民生活が向上するよう地域経済の持続的発展も図るため、これから我々町民もできる範囲で行政と一体となって取り組みねばならないと理解できた。議員として町民へしっかり伝えていく。

まちづくりに対する様々な取り組みと行財政運営に感謝を申し上げます。

農業振興策の方針を問う

農地中間管理機構と利用権設定について 質問者 田中 輝夫

問 利用権設定と農地中間管理機構の相違点と現状について。利用権設定していても中間管理機構に移行できるのか。また支援対象になるのか。

答 産業観光課長
利用権設定と農地中間管理機構の主なメリットは左記のとおり。要件を満たせば地域集積協力金等の対象となる。

問 農業振興の中でも特に力を入れてきたものは何か。

答 町長
稲作経営継続支援対策の申請時期が経過したが、もう少し延長するので対象者で未申請の方は是非申請して頂きたい。農業振興では圃場整備から始め、集落営農、法人化を進めた経緯がある。JAとの間では「青空市

利用権設定 (期間)3年・6年・10年	農地中間管理機構 原則10年以上
年2回登録可 (6・12月) 所有者と耕作者がそれぞれ契約する	いつでも申請可 農地中間管理機構へ 農地登録する
メリット	
契約期間満了後 農地は所有者へ返還	契約事務は中間管理 機構へ一本化
契約解除時離作料を 支払う必要なし	貸借料の支払先は中 間管理機構へ一本化 利用状況報告書提出 不要
利用権設定を解除すれば 農地中間管理機構へ移行できる	

きらり」の開設時に国の補助金交付を受け出来上がり、現在は農業者の象徴的なものになっているのが印象に残っている。また、儲かる農業へ展開しなければ農業は維持できないことから「矢掛農業ビジョン」を策定した。儲かる農業を目指すところではハウス栽培の推進も一考ではないかと思っている。若手就農者、自立する農業者を支援する方策も進めてきている。今後も国・県・町・JAと一体的に進める雰囲気を作っているので協議しながら進めて貰いたいと思っている。

要望 農業振興・農業支援は継続し認定農業者増に取り組んで頂きたい。



議会だより
YAKAGE(6)

無料PCR検査の体制確立を望む！

バート防災アプリ…補助金返還請求は？

質問者 石井信行

問 コロナウイルス感染症対策として、PCR検査をいつでもどこでも誰でもできる体制をつくっていただきたい。

医療・介護の施設でも

クラスターが発生し、矢掛病院では通常診療が出来なくなった。医療崩壊が起きると町民の拠り所がなくなってしまう。

幼稚園・保育園でも登園自粛が呼びかけられ保護者は仕事を休まざるを得ない状況だ。

医療・介護・保育・教育各施設で働く方とその利用者を対象に無料でPCR検査を受けれる体制はつくれないか？

答 町長

検査体制については体制整備計画を基本として県が実施することになっており町の役割ではない。オミクロン株への対

応は検査の拡充ではなく、重症化リスクの高い方へ検査を進めるもの。町の役割はワクチン接種が基本であり対応は変わらない。

問

PCR検査・抗原検査の診療報酬の引き下げなど、国の方針に従って命が守れるのかという危惧があり、町民誰もが一日も早く普通の社会生活ができるように無料の検査体制の確立について英断を再度求め

る。検査機器の購入、検査実施要員の不足、試薬等が入らないとつかったが今これを予算化しておいて感染を拡大させないよう準備しておくことが必要だと思うか？

答 町長

これは病院の問題で

あり、今までの体制で問題ない。町民の命に係わる具体的な事態が起これば町長の使命として命を守る。病院に配慮しながら医師とは連絡をとっている。役割の中で対応していたらいてる保健所には頭が下がる思いだ。町と県は一体感をもって対応している中で、役割の中で命を守る体制を絶えず図っていく。

問

バートインターナショナルへの補助対象事業の防災アプリができていなかったことは、町民の誰の目にも明らかにしている今、町長の在任中に補助金の返還請求をすべきと考えるが返還請求の意思はあるか？

答 町長

その意思はない。

小学校統廃合と小中一貫校について

小学校、中学校のあり方についての選択肢は

質問者 高月敏文

問

矢掛町の小学校の統廃合と小中一貫校について、どのような状態になったら小中一貫にするようにできると考えているのか。矢掛町の子どもの将来を考える上で、小学校、中学校のあり方について、どのような選択肢があるのか問う。

答 嶋山教育長

地域から小学校がなくなったら、残念ながら地域が衰退していくことは間違いないと思う。学校と公民館は地域づくりの拠点であるということだ。統廃合をしなくても地域が維持できることにこしたことはないが、子どもたちの「知・徳・体」といった教育が本来目指しているかなければならぬことの達成が困難であると考えられる時には、

残念ではあるが統廃合も一つの選択肢として考える必要があるだろうと思っている。

統廃合の基準というものはないが、一つの目安として学級数や児童数により、教頭が配置されない、養護教諭や事務職員が他校との兼務配置になるなどの場合、統廃合も検討しなければならぬ状況も起る。

現在矢掛町の学校では該当するところはない。統廃合に関しては7小学校を1校にするのか、近隣の複数を一つにするのかなどいろいろな方針が考えられる。

保護者や地域住民はもちろん、学校関係者など多くの方々の意見をいただきながら関係者としていかなければならぬと考えている。

また、現状町内各小学校において、学校運営協議会が設置され、各校と地域の良好な関係が築かれており、地域ぐるみの教育・子育てが良好に実施されていることに鑑み、現行の各地区1校(町内7校)の体制を維持することを提言するという審議会の答申をいただいている。

要望 小学校の統廃合は矢掛町の子どもたちにとって何がベストなのか。子どもたちを一番に考えての対応をお願いする。



議会だより
YAKAGE (7)

歴史かある文化の町を目指して

景観計画の策定と景観行政団体について

質問者 浅野 毅

問 令和2年12月議会で

も質問をしたが、景観行政団体に移行後、景観法に基づく景観計画を作成できることになっている。市町村が景観行政団体に移行するには県知事との協議を経て、景観行政団体へと移行できる。

答 建設課長

令和3年2月に開催された中国地方都市美協議会景観研究会に職員2名を参加させ、法制度の活用、全国の活用事例及び国土交通省からの情報提供などを受講し、景観に関する研究を開始している。

景観計画は景観行政団体が良好な景観の作成を図るため、景観計画区域、景観まちづくりの方針なども定めなければならないとされている。

国が謳う「美しく風格ある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び活力ある地域社会」の実現を図るためにも、景観行政団体に移行して景観計画を作成し、景観法に沿った町づくりが矢掛に相応しいと思うが、見解を問う。

景観行政団体とは景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体のことで、長い時間をかけて形成された矢掛独自の景観を、愛着と親しみを持って後世に引き継ぐことは重要である。

昨年度の伝統的建造物群保存地区の選定や商店街の無電柱化、道の駅山陽道やかげ宿の開業など現状は大きく変化しており、景観法の基本理念では、良好な景観は地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特

色の伸長に資するよう多様な形成を図ることとしている。

本町としては、現在晴れの国おかやま景観計画の適用区域であることの特性を生かし、快適で文化の香り高い景観を創造するには、町民・事業者・行政が協議し、景観における更なる熟度を高める必要があると考えている。

今後も引き続き研究を進めるとともに、本町における必要性を分析していきたいと考えている。

保育料無償化の継続を

保育士の負担軽減による保育の質の確保

質問者 原田 秀史

問 この保育の無償化に

ついて、本町では平成30年4月から子育て支援をすることによる人口増を目指し、国の対象外である住民税課税世帯を含む全園児を対象に実施され、本年度4年が経過する。そこで、無償化による人口対策の効果及び今後この効果により、対象園児、入園率の増加が想定されるが、そうした場合の対応、また、この制度の令和5年度からの継続について問う。

答 町長

この制度は、基本的には自然増と減を縮める人口対策として、平成28年度に少子化対策のための未来基金を準備したことにより可能になった制度で、今後は国の動向にもよるが、私の決断の中では当分は制度の継続は可能である。

答 健康子育て課長

効果については、過去3年間、対象者が増加または横ばいであり、一定の効果はあった。利用希望者増加に対応するための対策として、認定こども園の南に園舎建設の用地を確保している。

念されるが、現状と対応を問う。

答 健康子育て課長

コロナ禍で保育士は、新たな業務に対応の中、業務の電子化を図り、負担軽減することで保育の質を確保している。

答 町長

正職員の採用は平成12年からしていないが、国の民営化の方針に対応するため、嘱託職員を主任にし園長にできる形を作ってきた。

提言 正職員を定期的に採用すると共に、コロナ禍においては保育補助員及び平時においても校務員を適宜、配置することを求める。



議会だより
YAKAGE(8)

ヤングケアラーへの取り組み状況は

条例制定はどのようになるのか？

質問者 川上 淳司

問 ヤングケアラーに関する条例制定をすることに関して、矢掛町としての対応はどうか？

答 健康子育て課長
ヤングケアラーとは、本来大人が担うような家族の介護や世話をすること、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供と、国が定義している。学業に支障が生じたり、子供らしい生活が送れなかったりすることが課題であるという点を理解した上で、我々は対応することが必要であるとされている。現時点でヤングケアラーである可能性があることを把握しているケースは数件ある。条例制定については、総社市と組織や体制が異なっており、矢掛町の対応については、健康子育て課では、子育て

て支援、児童家庭支援の一環として現在対応しており、支援の対象者や支援の内容によっては複数の課が連携して取り組むべき課題となっている。また、新たな人材の確保や財源の確保などの課題もあり、当面の間は、条例制定は行わずに現状の対策の範囲で対応を考えている。

問 学校現場でのヤングケアラーがいじめ、不登校などになることの対策は？

問 条例までは必要ないと思うが、支援の方法を考える仕組みづくりを作るべきと思う。教育課、福祉介護課、健康子育て課での協議の場を作っていたきたい。考えを問う。

答 教育長
学校でも、家庭と連携しながら、子供たちの状況等々を確認している。各地域の中で地域の子供を育んでいく。これが一歩基本的な理念だろうと考えている。

答 健康子育て課長
3課で協議の場を作るべきとのことだが、健康子育て課には、要保護児童対策地域協議会の組

議会傍聴してみませんか？

○定例会本会議や常任委員会はどなたでも傍聴が可能です。
(お子様連れも可能)
○定例会開催期間中は庁舎3階にある議会事務局が受付窓口です。



本会議 一般質問

- ・総務文教常任委員会
- ・産業福祉常任委員会
- ・予算決算常任委員会

③ 総務文教・産業福祉両常任委員会の傍聴に関しては委員長の許可が必要
※ プラカード・カメラ・その他録音機等、器物の持ち込みはできません
※ 拍手・発言談論は不可。ただし緊急的な途中退室及び入室は可能です

お問い合わせ
矢掛町議会事務局
☎ 82-1119

議会ホッティング

矢掛町議会は

町民の皆さんに開かれた議会

を目指します。

皆さんのお声をぜひお届けいただきたく
議会に対するご意見・ご要望の受付窓口として
議会直結の『ホットライン』を開設しました。
お気軽にご利用下さい。

☆ファックス専用 ↓ (82) 9020



議会だより
YAKAGE (9)

今、農業を担う方々を守る！農家経営支援の要望書提出

コロナ禍の影響による米価下落を危惧！議会として対策を求める

議会は令和3年12月定例会閉会後の議会全員協議会において『農家の経営支援を求める要望書』(※下参照)の提出を全会一致で決定し、同日山野町長に手交しました。

これはコロナ禍の影響で著しい米の消費停滞が及ぼした米価下落の状況に対し、議会に届けられた「農家への支援を！」という声を受け止めての行動で、すでに11月29日にこの件についての協議を行い要望を決定していました。

農業を担う方々を支え、基幹産業である農業の持続的発展の基盤を守るため、町として対応可能な対処・対策を一日も早く実施していただきたい旨を要望しました。

それは大変だ！
議会として行政に
みなさんの声
をとどけます！



ざかい君



町民Aさん

米の価格が下がって
困りょんじゃ…
これじゃ
続けられんで

令和3年12月10日

矢掛町長 山野 通彦 殿

矢掛町議会議長 土田 正雄

農家の経営支援を求める要望書

本町では、町長が新たな視点での「矢掛町農業ビジョン」を策定し、耕地の減少、農業者の高齢化、担い手不足が深刻な状況のなか、“いま現在農業を担う方々”から“次の世代”にいきなり農業を引き継ぐか、基幹産業である農業を持続的に発展させられるよう尽力されている。

この中で、昨年来から新型コロナウイルス感染症の影響による外食産業の不振などによる米余りで、令和3年産米の概算金は、前年度と比較して30%近い大幅な下落を見せており、このままでは令和4年についても回復の見通しが立たない状況である。

米価の下落については、収入保険制度の利用により減収補填はされるという見方もあるが、その利用は青色申告者が条件であるなど利用へのハードルが高く、作物の不作や米価の急激な下落は、担い手の減少・農家の離農・町外への転出など地域経済や農村集落維持に深刻な状況をもたらすことが懸念される。

については、矢掛町農業ビジョンの前提である“いま現在農業を担う方々”を守り、矢掛町農業ビジョンの目的を達成するためにも、経営安定にかかる施策・支援策の実現を要望する。

記

1. 米価下落の対策を早急に講じること
2. 前項については令和3年度のみならず感染症の影響が懸念される令和4年度においても継続的に実施すること



議会だより
YAKAGE(10)

補正予算(第7号)に計上!

令和4年2月3日に召集された臨時議会において、右ページの要望書の内容が反映された『稲作経営継続支援対策事業』(※下参照)が一般会計補正予算に計上されました。

これはコロナウイルス感染症拡大によって影響を受けた外食産業のニーズ低下等々による米の相対取引価格下落の現状から水稻農家を守るための措置であり、町は「速やかな対応を図るため繰越とせず実施する」とのことでした。

支援対策の内容は?

同対策事業は、先行き不透明なコロナ禍における米価下落傾向と現況に鑑み、農家の「販売数量に対する補助」を行うというものでした。

主食用米生産農家を対象とし、交付申請期間(2月末で終了)を経て、4月以降に補助金が交付されます。

矢掛町稲作経営継続支援対策【制度概要】

1. 制度趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策による外食産業控え等の影響が長期化したことによる米価下落や、次年度の生産資材等の一部が高騰する見込みの中、町内農家の方が耕作意欲を失わず、次期作に向けて経営安定化を図れるよう、補助金を交付する。

2. 補助対象者

次の要件全てに該当する農業者を補助対象とする。

- (1) 矢掛町に住所を有する者(法人にあっては本店又は主たる事務所を町内に有する者)
- (2) 令和3年度営農計画書を令和3年12月末までに提出済の者
- (3) 令和3年度営農計画書において、水稻作付面積が3反以上の者(※国の農林業センサスで3反以上の作付農家を販売農家と定義)
- (4) 販売証明書等により品種、数量、販売金額が証明できる者
- (5) 令和4年度以降も営農継続する意思を有している者
- (6) 町税等の徴収金を完納している者
- (7) 暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者(法人の場合は役員等が暴力団員でない者)

3. 補助金の額等

補助金の額	補助限度額
販売した主食用米の俵数×1,000円/俵	200,000円

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切捨て。

※俵数は出荷数量(kg)÷60(kg)/俵(小数点以下は切捨て)で計算。

4. その他

- ・令和3年産主食用米のみ補助対象。(小米、くず米、加工用米、飼料用米及びもち米等は対象外)
- ・販売証明等で出荷数量や販売証明が証明できない分は、補助対象外。

これからも
“みなさんの声”を
行政に届けていきます!
議会ホットライン
(※P9)へのご連絡を
お待ちしております



ぎかい君

議会に係るご意見やご要望があれば議会にご連絡下さい(P9参照)。
活力あるまちづくりのために町民の皆さんからお寄せいただいたご意見やご提言は議会の中で調査・研究を行い、よりよい行政施策の参考となるように町執行部へ進言・提案を行ってまいります。

議会は動く!



議会だより
YAKAGE(11)

アフターコロナ、これからの観光振興の在り方を聞く！

賑わい創出と地方創生…次世代へつなぐまちづくりとは？

第2回やかげDMO（観光交流推進機構）理事との懇談会【後編】

完全収束がおぼつかないコロナ渦の中で観光交流の推進に根差した我が町の『賑わい創出』の行方はどうなるのか、また官民挙げての様々な取り組みは我が町、そして町民にどのような成果と利益をもたらすのか？…。

前編（24号）に引き続きやかげDMO理事の方々と議会との議論の中でかすかに見えてきた『まちづくりの方向性』についての懇談内容を後編として報告します。

観光交流推進…まちづくりの意義とは

花川（コーディネーター）
DMOに対する期待する事業展開や、賑わい創出に関する事業提案はないか？

川上副議長 岡山検定同様に「矢掛検定」等を企画してはどうか？

土田議長 町民に対して事業や取り組み等が

「地方創生」につながることをアピールしてもらいたい。産業としての観光は単に交流人口増を目的とするものではない。地方創生が達成できないと意味がないと思う。

浅野議員 矢掛町もフィルムコミッションに加入すべきだ。県観光

連盟には元矢掛町職員が在籍しており、つながりを活かすべきだ。

小塚議員 DMOの活動を知らない町民が多い。イベントポスター等に目立つように名称を掲載すべき。アピールして全体的な賑わいを盛り上げるべきだ。

堀理事 問い合せ先はDMOとしているが…

安達副理事長 地方創生の観点からいえば、賑わい創出を推進する意義は「雇用と移住」の増大、これを柱として拡充していくということを明確に打ち出すべきだと思っている。興味を持ってもらう上

での矢掛検定のような取り組みはその一環として有効かと思う。

堀理事 逆に議会議員の皆さんは地方創生をどう考えているのか？

土田議長 たとえば外部から見ると特定の市町だけでなく矢掛町が選択肢の一つとして「面白そう行ってみよう」と思われる町になることが地方創生と思う。

堀理事 私は地方に住む方々が自分の町（ふるさと）を誇りに思う



ことができること、又はそうなるように取り組むことが地方創生だと思っている。

安達副理事長 20年後に町の人口が1万人を割るとの予測がある。



1万人を切れば消防車が何台減るか、外食店舗が何軒減るか、高校が無くなるのではないかと、生活がどう変わるのかを想像しないといけない。この町が魅力ある町となるよう努力あり、残す価値があるかを考えながら国からの補助金等をあて

にせずつとも生き残れる町に今していくこそそれが地方創生だ。



花川（コーディネーター）
地方創生論議に関連し町民主体のソフト事業展開についてはDMOにどのようなことを期待するか？

高月議員 コロナ禍で旅行に対する考え方は変わった。これからは



団体旅行より個人旅行が増え、お寺や神社等でホッとできる観光プランも作って欲しい。

金子理事長 矢掛町には金閣寺のような文化財はない。しかし認定・



未認定にかかわらず中には良いものがありメニューに加えていけばコンテンツが厚くなる。町民が気付かなかったような価値ある埋もれたコンテンツを発掘し幅を広げたい。

安部理事 地方創生については矢掛町はPR



を外向けに頑張ってる

だが、これからは組織の目的に沿って内向きにも力を入れたい。イベントだけでなく違う場面でも町民と来訪者との交流の場を広く考えていきたい。

原田議員 文化財の観光活用については、例えば「小迫大塚古墳」は古墳周辺の草は刈っていてもそこに行くまでの道はいいようになつていない。協力できることがあれば言ってもえれば行政に問題提起を行う。

金子理事長 文化財については各地区でどの程度関心があるかが大事だ。私達が調査に行くことを知り草刈りをしてくれたケースもあった。そういう理解が広まればどこかに頼るのではなく自分達でやっていくということも可能になるかと思う。

原田議員 文化財管理等への予算は十分ではない。見に来た人達ががっかりしないような環境にしたいものだ。

花川（コーディネーター） 誇りを持てる町でない。と地方創生は難しい。地域の人が自発的に何かをする素地づくりが大事でこれが「おもてなし」。今は街歩きだけで人が呼べる町になつた。何かDMOから町民或いは行政に求めることはあるか？



安達副理事長 倉敷方面から町へ入れば直ぐ

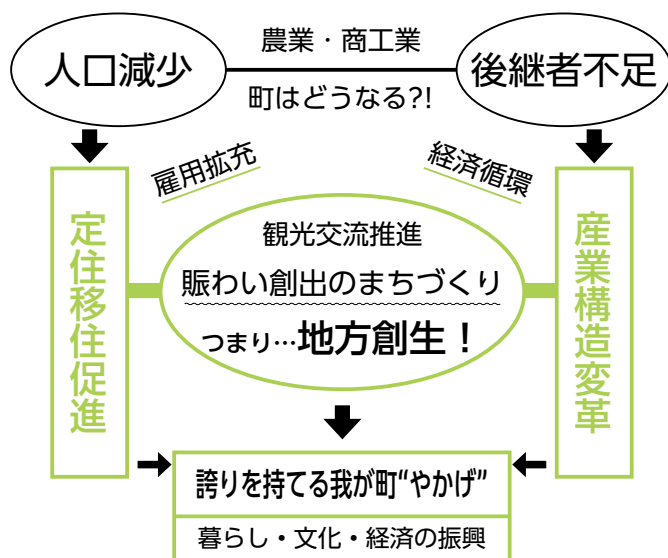
に吉備真備公ゆかりの地、目の前は猿掛城。こついったところに予算をかけて何がしかの整備が必要と思う。

川上副議長 会社の同僚には矢掛をPRしている。まちなかのみならずかわまちづくりをしてみたい。

田中議員 町内で「観光情報シート」の照会をされたか？どの程度集まったのか？いいものがあつたか？

金子理事長 30件集めることができ、その中から20件を選んだ。それらを500枚ずつチラシにして町家交流館とビジターセンター問屋で配布している。

山部議員 広報やかげのDMO通信では桃源郷はなしの里を紹介していたが、はなしの里のイベント告知欄にはDMOの名前がない。町外からの矢掛の観光振興の評価は高いので自信を持ってPRなどに取り組んで欲しい。



堀理事 町内に向けてPRできるようなものがあれば今後議会から



も提案して欲しい。

花川（コーディネーター） 地方創生の持つ意義について意見交換ができる意味アフターコロナの目指す先が見えてきた感があるが…。

安達副理事長 DMOとしてのPRがまだまだという意見が多かった。より良いコンテンツ作成と共に意識していきたい。

川上副議長（閉会挨拶） DMOの活動はとてもいい影響が出ている。矢掛に目を向けてもらえる手段を考えて賑わいの発展に貢献してもらいたい。《終わり》



賑わいの“まちづくり” 回顧…議会との思い出



山野町長 町長就任1年目は健康・福祉・教育等町民生活の基盤となる分野に傾注した。そして2期目に賑わい創出の方向を定めた。今までは自然豊かなまちづくりを実施してきたが、平

●振興計画の柱のひとつとして「町の魅力アップ・賑わい創出」が掲げられているが、まだ町民には賑わい創出の趣旨が理解されていない。少子高齢化・人口減少の中でのこれらの行政施策、町長の思い出深い事柄や感慨をお聞きたい。

4期16年の長きにわたり卓越した行政手腕と堅実な財政運営を以って我が町行政を牽引されてきた山野町長。昨年12月定例会にて勇退の意を表明された今、残された時間の中でテーマを『賑わい創出・観光事業によるまちづくり』に絞り、在任期間中の議会との思い出についてインタビューを行った《収録日／令和4年2月9日》。

成の大合併を経験した中で単独町政を維持する上で人口問題をどうするかを考えた。まず町の魅力づくり・人が住みたくなるまちづくりが必要と考え矢掛の特色つまり旧山陽道の街並みを資源としたまちづくりが大事だと思った丁度その時、竹内邸を倒す・赤澤邸を売却するという動きを知った。谷山邸は建物・土地は寄附だが一部周辺は購入した。古民家再生・賑わい創出事業の概算額も運用方法等も定まらない状況で、議会が土地買収まで認めてくれるとは思えなかったが議員中から「土地を取得するべき」と提案がありそのことで一気にまちづくりが進んでいった。あのことが印象深く議会との思い出として残っている。

●まちづくりへの思い・行政施策や事業を町民に理解してもらうには苦労があったと思うが？

山野町長 街並みは残すが観光のイメージはなかった。諸事業を短期間で進めてきたのであまり住民説明会は行わずそれについて

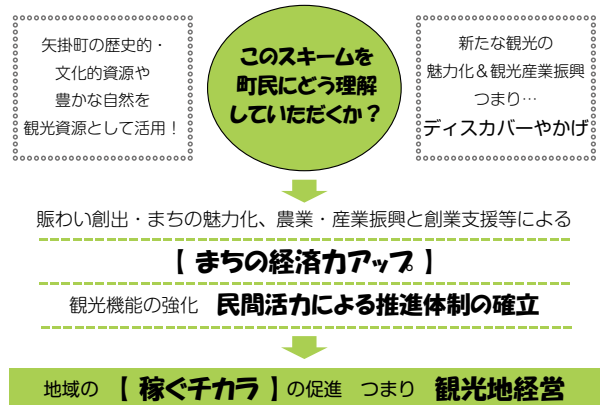
は反省もある。だからといって説明会をしていれば利害関係等も生じ反対の方向となった可能性もある。それを乗り越えて「こういう町にして欲しい」という意見があつて実現した。議会と執行部がぎくしゃくしていたら実現できなかっただろう。

●「観光まちづくり」については議会が民意を反映して執行部に反対しなかった。つまりある意味で町民

山野町長 そうでもなく私もまちづくりが今のよう展開になるとは思わなかった。商店街がシャッター街と言われた時代、町に大型商業施設が来る話があり当時の役場の前でハンガーストライキが行われ、町の中が真っ二つに割れていた。色々な歴史・民意がある中でよくここまで出来たという思いだ。

の意思だったという認識か？

人口減少社会における“まちづくり”の課題 『まちの魅力アップと賑わいの創出』



●パルタウン出店時には商店街はもうだめだと言われた。それがこのように観光客が来る町となった。

山野町長 当時は商工費といっても予算規模は少なく職員も観光のことは全く誰も分からない状況だった。商店街のお店もよく我慢して残ってくれた。何軒かは閉店等で駐車場になったが細々でも生き残ってくれた。私の時が商店街を残すか否か最後の決断の時だったと思う。5年・10年遅ければ間に合わなかっただろう。

●アルベルゴ・ディフーズタウン認定、やかげDMO設立、道の駅、無電柱化、重伝建等が整備されたが、これから「地域の稼ぐ力」をどうすべきか？将来展望として後継に臨むことは？

山野町長 それは皆さんで考えて欲しい。行政が基盤を整備したので民間、特に商工会が本気になって欲しいと思う。まちなかの商工業者が自分たちの発想で取り組んで欲しい。まちづくりとは住んでいる人が豊かになること。矢掛を訪れた人がどれだけお金を落としたか見えてこないといけない。こういったことには行政や議会は動きづらいで、商工会をはじめ民間業者の奮起に期待したい。

●民間が稼ぐ力を持てるまではなかなか厳しいが、行政はどのくらい財政出動すべきと思っているか？観光元年以降を振り返り山野町政としての感覚・概観は？

山野町長 今はまだ発展途上でこれからどうするかだ。賑わい創出の核となる矢掛屋もオープンした後、平成30年豪雨災害にみまわれ、時の皇太子殿下の行啓も中止、そしてコロナ禍。この4年間は最悪の期間だった。しかしその中で何とかこれだけやってきたことは評価されるべき。コロナ禍が明ければ右肩上がりかというところなるとも限らない。議員（議会）も1期4年のスパンでなく、子や孫のことも考えて知恵を出して提言して欲しい。

●最後に、矢掛は今やこれだけの周遊性（※図①）のある町になった。これから多様な人達によるソフト・コンテンツを以って『矢掛に住んでいて良かった、矢掛に来て良かった』と思って戴ける町となるには何が大事かお聞きたい。

山野町長 持続的に観光を維持することについては、

屋間（日帰り）だけでなく宿泊需要を高めなければいけない。コロナ禍では町民の皆さんに矢掛を再発見して戴くツアーをDMOが作成し利用が多い。一方、矢掛には大きな観光資源がある訳ではない。観光という言葉は使っているがそれは大きい意味での『まちづくり』だ。人の定住・魅力の

発信で商店街には後継者が出てきている。おもてなしは人あってこそだ。その後継者がいないと町は潰れる。事業継承があらゆる産業でつながっていけばと思っている。今後それが進んで行けば「持続可能な町」になるし、そうなることを心から願っている。

（おわり）

* 観光 = “まちづくり” の連環 *

